

法に基づく表示方法の原則

- ① 表示は日本文であり、理解しやすい言葉を用いる。使用する活字は8ポイント以上。
- ② 加工食品（容器に入れ、又は包装されたもの）を販売する場合、製造者や販売者は、JAS法や食品衛生法などの法令に基づいた食品表示の義務がある。
- ③ 表示の具体例

品名	イチゴジャム
原材料名	イチゴ 砂糖 ペクチン クエン酸
内容量	150g
製造年月日	2011. 1. 20
賞味期限	製造日より60日間
保存方法	開封前は直射日光をさけ、常温で保存
製造者	氏名 住所

※ 品名

○商品名ではなく、一般的な名称または品名を表示

○「イチゴミックスジャム」のように果実の名称を入れる場合は、その果実が60%以上含む

○「ミックスジャムイチゴ入り」と表示は、その果実が30%以上60%未満含む。

○プレザーブを記したい時は『「いちごジャム」(プレザーブ)』

※ 原材料名 ○使用量の多い順に記載

※ 製造年月日 ○記載義務は無い

※ 賞味期限

○未開封の状態で、定められた方法により保存した場合の期限を表示する。また、期限の設定は表示義務者（製造者等）が適正に行う。

※ 保存方法

○糖度が60度以下のものにあつては、「開封後は10℃以下で保存すること」等と記載